

# 用語集

※記載のページは「浪江町復興ビジョン」のページです。

浪江町復興ビジョンで 2 回以上記載のある用語については初出のページを記載していません。

## 【 あ行 】

- **インフラ** P6  
インフラストラクチャーの略。上下水道、道路、電気、情報通信基盤など社会基盤のこと。
- **NPO** P42  
民間非営利団体の略。各種のボランティア団体や市民活動団体のこと。
- **エネルギー政策** P5  
エネルギーの需給に関する政策のこと。資源が乏しい日本は、平成 14 年 6 月に「安定供給の確保」「環境への適合」「市場原理の活用」を基本方針とする「エネルギー政策基本法」を施行し、これをもとに、平成 15 年 10 月に、「エネルギー基本計画」が閣議決定された。

## 【 か行 】

- **カウンセリング** P42  
各分野における様々な専門的相談、援助行為のこと。
- **花卉【かき】** P53  
花を咲かせる草、花や葉・実などを鑑賞するために栽培される草花のこと。
- **カリキュラム** P54  
学校の教育目標を順序だてて編成した教育内容と計画のこと。
- **協働** P13  
地域に住む人々や事業者、行政など、その地域の構成員が共通の目標をもって協力し、地域の一員としての自覚ある立場から、地域をよりよくするための活動に自主的に取り組むこと。
- **下水汚泥** P46  
下水を処理する工程で発生する泥のこと。
- **区域見直し** P16  
東日本大震災に伴う福島第一原発事故により設定した警戒区域及び避難指示区域（計画的避難区域を含む）について、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日 原子力災害対策本部）に基づき見直しを行うもの。

➤ **減容化【げんようか】** P46

焼却、破砕、圧縮などを行うことで、廃棄物を最終的に処分する容量を少なくすること。

➤ **原発避難者特例法** P43

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、町民が浪江町の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、1.「浪江町の区域外に避難している町民に対する適切な行政サービスの提供」、2.「住所を移転した町民と浪江町との関係の維持」に対応する措置を定めた法律のこと。

➤ **公共交通** P52

不特定多数の人が利用する交通手段のこと。電車やバス等。

➤ **高付加価値企業** P48

高い付加価値のある商品（収益性の高い商品）を開発、販売する企業のこと。

➤ **国家プロジェクト** P30

事業の計画、遂行、管理を国が主体となり実施すること。当ビジョンでは、国を挙げての事業という意味で使用している。

➤ **コミュニティ** P7

ふれあいや共同活動、地縁などを通して生み出されるお互いの連帯感や信頼関係に基づく集団のこと。

当ビジョンでは、県内外に離散した町民が集い、安定した生活ができる環境のことを町外コミュニティという言葉で表現している。また、報道等で頻出するリトル浪江についても町外コミュニティと同様。

➤ **コミュニティビジネス** P42

地域に関わる人々が、地域課題をビジネスの手法をもって解決する、継続性のある事業活動のこと。

【 さ行 】

➤ **再生可能エネルギー** P48

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱などを利用するエネルギーのこと。

➤ **再調達価格** P40

対象となる財物と同じものを現在の物価で建設、購入するために必要な価格。

➤ **産業集積** P30

相互に関連する企業と関係機関が地理的に集中している状態のこと。

➤ **除塩【じょえん】** P53

津波被害により冠水した田畑をもう一度作物ができる田畑に戻すため、泥土を除外したり海水を排水する作業のこと。

➤ **除染** P6

放射性物質に汚染された土地、建物などから放射性物質を取り除くこと。主な作業方法として、構造物においては高圧水洗浄、ブラシによる洗浄、森林では枝払いや落葉除去、平地では表土の剥ぎ取りや草刈りなどがあげられる。

➤ **除染モデル事業** P45

除染方法や要領を確立するためにおこなう実証実験事業のこと。浪江町の津島松木山地内（浪江高校津島分校付近）で行われた事業では、平均値として毎時 10.0 マイクロシーベルトが 4.4 マイクロシーベルトに、権現堂矢沢町地内（ふれあいセンターなみえ付近）毎時 5.7 マイクロシーベルトが 2.6 マイクロシーベルトに放射線量が低減した。

➤ **スリーマイル島** P23

スリーマイル島原子力発電所が存在する、アメリカ合衆国東北部ペンシルベニア州にあるサスケハナ川の中州。昭和 54 年 3 月 28 日、2 号機が炉心溶融事故を起こし世界的に名前が知られるようになった。この事故は、原子炉冷却材喪失事故に分類され、想定された事故の規模を上回る過酷事故であり、国際原子力事象評価尺度においてレベル 5 の事例である。

➤ **生活習慣病** P39

生活習慣に起因する疾病のこと。（がん、心臓病、糖尿病、肥満など）

➤ **セミナー** P42

対象者を集めて集中的に技術や知識を教育すること。

【 た行 】

➤ **タイアップ** P54

協力や提携といったお互いに共有出来る関係により相乗効果を得ようとする手法のこと。

➤ **第 4 次長期総合計画** P13

浪江町で平成 17 年度に策定した第 4 次長期総合計画のこと。平成 26 年度を目標年度とし「ともに築こう安心のまちなみえ」の実現に向けまちづくりを進めていた。

➤ **多様性** P15

町民一人ひとりに幅広い考えや思い、価値観があるということ。

➤ **地域経営** P42

町民、自治会、団体、企業、教育機関・研究機関などによって構成される地域全体について、それらのもつ経営資源を最大限に活かして、地域の価値を高め、満足度を高める活動・営みのこと。

➤ **チャレンジショップ** P54

商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、おもに行政や商工会などが中心となり、店舗開業希望者に格安で賃貸する創業支援事業のこと。

➤ **中間貯蔵施設** P12

福島第一原発事故に伴う除染作業で出る土壌などの放射性物質を含む廃棄物を一時的に保管する施設。政府は、年間積算放射線量が 100 ミリシーベルト以上の地域や、多量の放射性廃棄物が発生する地域に近い場所を条件に挙げ、規模を 3~5 平方キロメートルと想定。平成 24 年度中に場所を決め、平成 27 年から搬入を開始し、最長 30 年間保管した後、福島県外で最終処分する計画を示している。

➤ **中小企業基盤整備機構** P42

中小企業者の経営課題の解決に向けたアドバイス、研修、出資、債務保証などあらゆる角度から具体的な支援策を提供する機構のこと。

➤ **チェルノブイリ** P23

ウクライナ北部の都市で、首都キエフの北方、キエフ州に位置する。昭和 61 年 4 月 26 日に発生したチェルノブイリ原子力発電所の 4 号炉の爆発事故により世界的に有名になった。事故当初はソビエト連邦に属する。炉心融解ののち爆発し、国際原子力事象評価尺度において最悪のレベル 7（深刻な事故）に分類される事故である。

➤ **伝統的工芸品** P44

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、経済産業大臣が指定する工芸品。浪江町では大堀相馬焼が陶磁器として昭和 53 年に指定されている。

➤ **特区制度** P47

教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的として、各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域のこと。当ビジョンにおいては、福島復興再生特別措置法に基づく特例等も踏まえ災害から復興するための特例措置を求めていくことを意図している。

【 **な行** 】

➤ **内水面漁業** P53

河川、池、沼など淡水における漁業のこと。

➤ **ニーズ** P7

必要、需要のこと。

➤ **二重住民票** P43

より充実した行政サービスを受けるために、避難先自治体と浪江町の両方に住民登録ができる制度のこと。

- ▶ **認定こども園** P56  
幼稚園と保育所の長所を活かし、0歳から小学校就学前までの子どもたちを保育・教育する施設のこと。
- ▶ **ネットワーク** P43  
組織、つながりのこと。

## 【 は行 】

- ▶ **パートナーシップ** P22  
協力関係、提携のこと。
- ▶ **バイオマス** P51  
生物由来の資源のこと。当ビジョンで記載のある、木質バイオマス、バイオマス作物は燃料として、バイオマス発電は発電に利用する意味で使用。
- ▶ **パブリックコメント** P15  
行政が政策や制度などを決定する際に、町民などの意見を聞いて、それを考慮しながら政策や制度の決定を行う仕組みのこと。
- ▶ **ビジョン** P1  
将来の見通し。構想。未来像。
- ▶ **フォローアップ** P38  
主要な取組みについて、その達成状況や進捗、結果などを検証・分析し、修正などをおこなうこと。
- ▶ **福島復興再生特別措置法** P53  
原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進する法律のこと。当法律には、避難解除区域の復興及び再生等のための特別の措置として、国による公共施設の工事の代行等、課税の特例、公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定確保があり、その他、放射線による健康上の不安解消や安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置や、原子力災害からの産業の復興及び再生のための規制や手続等の特例といった施策が盛り込まれている。平成24年3月31日に公布された。
- ▶ **復旧** P1  
壊れたり、傷んだりしたものをもとの状態にすること。
- ▶ **復興** P1  
壊れたり、傷んだりしたものをもとの状態以上にし、活力あるものにすること。

➤ **復興公営住宅** P13

災害により住宅を失い、自力では住宅を確保できない人が低廉な家賃で入居できる公営住宅のこと。

➤ **放射線量マップ** P45

さまざまな場所・地点で測定した放射線量を地図上に表示（可視化）したもの。

➤ **放射線モニタリング** P44

放射線量を継続的に測定すること。

➤ **放射線量のリアルタイム監視** P45

その時間、その場所の放射線量をいつでも監視すること。

➤ **ホットスポット** P51

周囲の環境と比べて、局所的に放射線量が高い箇所や場所のこと。

【 ま行 】

➤ **メンタルケア** P39

町民の精神的健康の回復、保持、増進を図ること。

【 ら行 】

➤ **リスク** P5

危険性。危険に遭う可能性のこと。

➤ **ロードマップ** P10

工程表。目標や期限、課題解決などの道筋を示したもののこと。